

# 会 議 録

《会議名称》 令和4年度 第2回岸和田市景観審議会 《開催日時》 令和4年10月3日(月)15:00~16:30 《開催場所》 岸和田市役所新館4階 第2委員会室	承認 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">会長</td> <td style="width: 33%;">今西委員</td> <td style="width: 33%;">大野委員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10/17</td> <td style="text-align: center;">10/18</td> <td style="text-align: center;">10/21</td> </tr> </table>	会長	今西委員	大野委員	10/17	10/18	10/21
会長	今西委員	大野委員					
10/17	10/18	10/21					

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

泉原委員	稲垣委員	今西委員	大野委員	岡田委員	木多委員	齊藤委員	竹田委員	田中委員	所委員	中野委員	星乃委員	堀田委員	山本委員
○	○	●	●	○	×	●	○	○	●	●	●	×	○

（委員14名中、12名出席）（●はリモート参加）

岸和田市) 松下まちづくり推進部長  
 事務局) 都市計画課 山田、松下、柿花、西出、大北、頓花  
 傍聴者) なし

《概要》

■審議案件

1. ころに残る歴史・文化景観等について

■報告事項

1. 都市景観賞表彰事業の進捗について
2. 景観施策の取り組みについて

《内容》

■開会

- ・ 14名中12名の委員出席を確認。
- 岸和田市景観審議会規則第6条第2項の規程により審議会の成立を確認。
- ・ 傍聴状況報告。

■挨拶

- ・ 松下まちづくり推進部長挨拶
- ・ 田中会長挨拶

■会議録確認者の指名

- ・ 令和4年度第2回景観審議会の会議録確認者として今西委員と大野委員の2名を指名し、承認される。

■議案第1号「ころに残る歴史・文化景観等について」

ころに残る歴史・文化景観等について、事務局より説明。

【質疑の概要】

- (委員) ・ 「威風堂々岸和田城」の講評文で大阪府指定文化財と記載されているが、詳しくは大阪府指定史跡ではないか。
- (事務局) ・ 岸和田城跡が指定史跡になっているので修正する。
- (委員) ・ 「威風堂々岸和田城」の講評文について、現在の表記だと岸和田城が大阪府指定史跡になっていると見えてしまう恐れがあるため、抜いたほうがよいと思う。
- (事務局) ・ 確認をして、修正する。
- (委員) ・ 全般的なことで、講評文で、国登録文化財と国登録有形文化財と表記が分かれているので後記で統一した方がよい。
- (事務局) ・ 正式名称で統一する。
- (委員) ・ 「朝霧に包まれた岸和田城」と「威風堂々岸和田城」は同じ岸和田城の写真だが、「歴史・文化景観」と「その他景観」に分かれており、さらに「もみいずる大威徳寺」も「その他景観」になっているのはどうしてか。
- (事務局) ・ 今年度は「歴史・文化景観」として募集し、応募いただいたものが「威風堂々岸和田城」で、「朝霧に包まれた岸和田城」は令和3年度の眺望景観、「もみいずる大威徳寺」は平成30年度のまち景観の時の応募であり、過去に別のテーマで応募されたものである。

当時、テーマにそぐわないなどの理由で指定されなかったものである。また、今回の「歴史・文化景観」としても応募がなかった。よって、今回募集している「歴史・文化景観」と区分した。

- (委員) ・市民はその説明を受けないと違いがわからない。
- (委員) ・「世界かんがい施設遺産の久米田池」の名称を「久米田池」だけではなく「世界かんがい遺産の」と補足するなら、「自泉会館」なども「国登録有形文化財の自泉会館」と表記した方がよいのではないか。
- (事務局) ・応募作品は、「世界かんがい施設遺産」となっていたが、発掘委員会の中でこのタイトルだとわかりにくいことから、「世界かんがい施設遺産の久米田池」と「久米田池」を追記させていただいた。
- (委員) ・応募者が「世界かんがい施設遺産」ということに、特別感があると考えられる。講評文では、世界かんがい施設遺産の説明を4分の3以上使っているのはよくないと思う。
- (事務局) ・検討する。
- (委員) ・「小金塚古墳」は市指定文化財ではあるが、この古墳の残し方などで、物議が醸されるのではないかと懸念する。
- (事務局) ・岸和田市の指定史跡になっているので、紹介してもよいと考えている。
- (委員) ・今回の応募のあった「だんじり祭り 灯入れ曳行」と「久米田寺行基参り」は歴史もありよいと思うが、なぜ「その他景観」になっているのか。
- (事務局) ・誰もが立ち入る事の出来る場所からの写真となっているかも発掘委員会で確認していただいたが、「だんじり祭り 灯入れ曳行」は住宅の中から、「久米田寺行基参り」はだんじりの屋根からの写真と思われ、応募の条件を満たしていないと懸念するところがあり、今回、応募条件に合わなくても岸和田の景観として残したいものとして、「その他景観」に選定した。
- (委員) ・岸和田市にも多くの近代建築物が現存している。今回の「歴史・文化景観」にこれらが選定されているのは良いと思う。
- ・「自泉会館」の講評文に「緑地とのバランスがよい」とあるが、あまりよいとは言えない。玄関ポーチのところは特徴がありよいと思う。
- (委員) ・「もみいずる大威徳寺」の講評文では、「大阪府指定有形文化財に指定されている牛滝山の麓にあり」だと牛滝山が大阪府指定有形文化財になってしまうのではないか。
- (事務局) ・大威徳寺は多宝塔が国指定文化財に指定されており、牛滝山が府指定名勝となっているために間違いはないかと思う。
- (委員) ・「五風荘庭園と家屋」の講評文で「何とも言えない」という文言はよくないので、削除した方がよいと思う。
- (事務局) ・修正する。
- (委員) ・「岸和田復活教会」の講評文で「岸和田にレンガ工場が発展していた」とあるが、写真からレンガの積み方などでそういったことを感じることはできるのか。
- (事務局) ・積み方で特徴を確認できるかは不明。レンガでできた壁が、石畳の道や建築物ともマッチしている。
- (委員) ・「旧岸和田村尋常小学校」は「正面玄関は入母屋屋根を用いた寺院建築」という文言を入れることはできないか。
- (事務局) ・検討する。
- (委員) ・「玉ねぎの碑」の講評文について、全国で初めてという表現があり、発掘委員会の際に指摘したが、あまり適切ではないと思われるので修正されたい。
- (事務局) ・岸和田市の市制 60 年の時に風物百選で「全国で初めて」という記載があったので残させていただいたが、修正する。
- (委員) ・「その他景観」の評価としては、視点場が一般の方が入れない写真であるが為に「歴史・文化景観」としては評価の対象外となるが、景観としては評価できるので、「その他景観」とするのか。
- (事務局) ・「歴史・文化景観」としての応募条件に基づき審査を行っているため、一般の人が立ち入れないと思われると判断するものは「歴史・文化景観」としての選出はしていないが、岸和田の景観として指定すべきということから、基準を設けていない「その他景観」として選定することとした。
- (会長) ・今回の発掘委員会の委員から感想等、発言いただきたい。
- (委員) ・発掘委員としての感想となるが、今回は「歴史・文化」というテーマだったが、人それぞれが、歴史文化の感じ方が違い、神社仏閣は信仰に関するところとなることから、評価は

むずかしかった。委員として、今をどんな風を感じ、今後どのようにするのかわかりやすいところを選んできた。その場所がこれからどのように歴史や文化を積み重ねるのかと思いつながりながら評価した。

- (委員) ・確認だが、「その他景観」で「だんじり祭り 火入れ曳行」と「久米田寺行基参り」を「その他景観」にした理由の説明の所で、一般の方が立ち入れないところは対象とならないことについては、応募要領に記載はあったのか。一般的になぜ外れたのか説明がつくのか。
- (事務局) ・応募チラシの留意事項に、一般の人が立ち入ることができないものは対象としないと記載していることから、「歴史・文化景観」からは除外している。
- (委員) ・「杉江能楽堂」については、その条件に合っているのか。
- (事務局) ・一般開放として活用をし始めており、お食事処や会議、イベントにも利用できることを確認している。
- (委員) ・指定発表される時は、一般の方が立ち入ることができるものという応募条件の記載をするのか。
- (事務局) ・現状では考えていないが、検討する。
- (会長) ・問い合わせがあった時は、説明が必要となる。
- (委員) ・今年度の募集でまちかど審査を行った 47 件と、「その他の景観」として平成 24 年から令和 3 年までの作品を選出したもの、この 2 つの違いがよく解らない。
- (事務局) ・今年度で発掘プロジェクトとしての募集を一旦終了することから、今までに指定に至らなかった作品の中から、指定しておくべき景観を発掘委員会の方でも確認していただき、「その他景観」として選定した。「歴史・文化景観」として応募があった作品でも視点場等応募条件が合っていなかった作品も「その他景観」として選定した。
- (委員) ・100 選の冊子の作成は来年になるのか。事務局の方で整理していくのか。
- (事務局) ・今回指定するものも含めて 106 件となるため、これらをこころに残る景観資源として一冊の冊子にまとめる予定である。
- (委員) ・冊子をまとめるときには、同じ場所もあり、まとめるのは苦勞すると思う。
- (委員) ・その他景観も冊子になるのか。
- (事務局) ・今年度作成したものも、「ひとの営み」と「眺望」を一冊にまとめているので、「歴史・文化景観」と「その他景観」で 1 冊の冊子にしたいと考えている。
- (委員) ・「その他の景観」というネーミングだとインパクトに欠け、わかりにくいと思う。
- (事務局) ・「その他」だとわかりにくいので検討する。
- 今までの発掘委員会でもテーマに合わないものであるが、応募いただいた中には、すぐく岸和田らしい景観なので残していけないかという意見もあり、掘り起こしの意味で「その他景観」として選定した。整理するときは分かりやすくしたい。
- (会長) ・「その他景観」の表現を、違う文言を考えていけたらと思う。
- (委員) ・「その他景観」で挙げている 6 件とも歴史があると思うので、「歴史・文化景観」に含めるのもありかと思う。
- (事務局) ・今年度の応募のなかったものを「歴史・文化景観」としては出来ないと考えている。
- (会長) ・今回、ご指摘をいただいた個所は事務局と確認し修正していけたらと思うので、原案のとおりご承認いただくことでよろしいでしょうか。
- (委員一同) ・了

#### ■報告第 1 号「都市景観賞表彰事業の進捗について」

都市景観賞表彰事業の進捗について、事務局より説明。

【質疑応答】 意見なし

#### ■報告第 2 号「景観施策の取り組みについて」

景観施策の取り組みについて、事務局より説明。

【質疑応答】

- (委員) ・市が指定している景観重要樹木の評価が、「著しく不良」や「枯死寸前」となった場合は指定から外すということもあり得るのか。
- ・診断した後の保全のための費用は所有者が負担することになっているのか。
- (事務局) ・木の状況が悪化するのであれば指定から外すことも検討していかなくてはならないと考え

ており、診断の結果も樹木の所有者にアドバイスし、今回も継続して管理協定を締結した。  
・保全の費用については所有者の負担となり、市が負担するのは樹木診断費用のみ負担である。

■その他

(事務局) ・次回の景観審議会は2月ごろ開催予定で、案件として「都市景観賞選考委員会における推薦」についてとなる。

以上